

# 後発医薬品(ジェネリック医薬品)・バイオ後続品(バイオシミラー)使用促進について

## 国や県の方針に則り、ジェネリック医薬品やバイオシミラーを積極的に採用しております。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

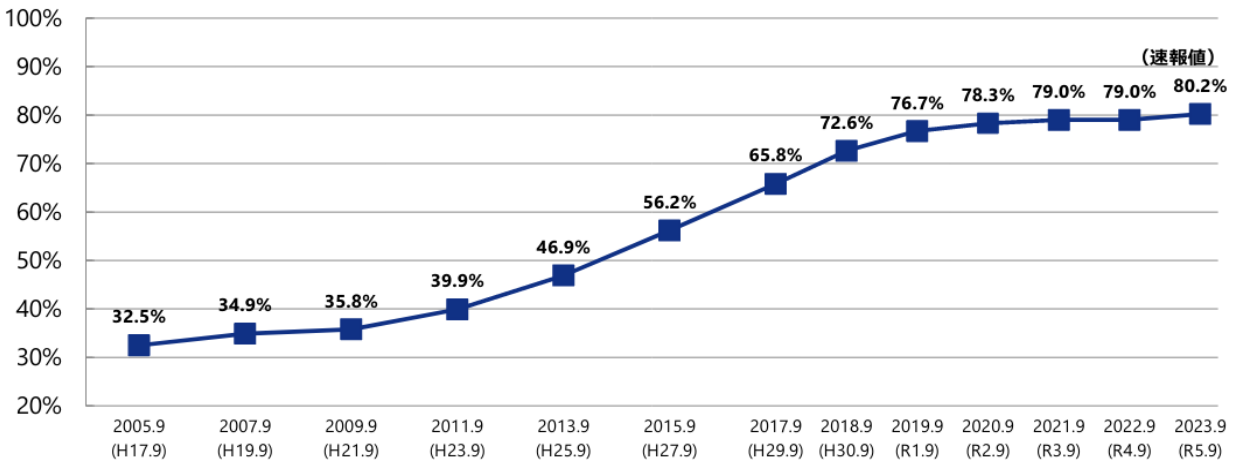
このため、厚生労働省では平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取り組みを進めてきました。さらに、平成27年6月の閣議決定において、2017年(平成29年)末に70%以上とするともに、2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)末までの間のなるべく早い時期に80%以上とするという新たな目標が定められました。

この80%目標の具体的な達成時期については、2017年(平成29年)6月の閣議決定において、「2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」とされました。

この後、2021年(令和3年)6月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする新たな目標が定められました。

厚生労働省のHPより抜粋

## ジェネリック医薬品の使用割合の目標と推移



注) 「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

厚生労働省調べ

ジェネリック医薬品は使用割合が年々増加傾向にあります。当院においても後発医薬品の使用割合は93.9%(2023年6月)となっており、積極的に使用しております。

## バイオシミラーとは

先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性を有し、異なる製造販売業者により開発される医薬品をバイオシミラーと言います。

バイオシミラーは、先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。臨床試験を含む多くのデータによって、先行バイオ医薬品と同じように使えることが示されています。先行バイオ医薬品よりも安価なため、患者さんの経済的負担や医療費の軽減が期待されます。



	ジェネリック医薬品	バイオシミラー
先発品/先行医薬品	化学合成医薬品	バイオ医薬品
後発品に求められる条件 (有効成分の品質特性)	有効性、成分量等 先行品と 同一	品質・有効性等 先行バイオ医薬品と 同等/同質
臨床試験	生物学咳同等性試験	治験

当院では、12品目を採用(2024年2月現在:うち3品目は院外専用)しており、積極的に使用しております。